

AIUのハイパーメディカル

業務災害総合保険

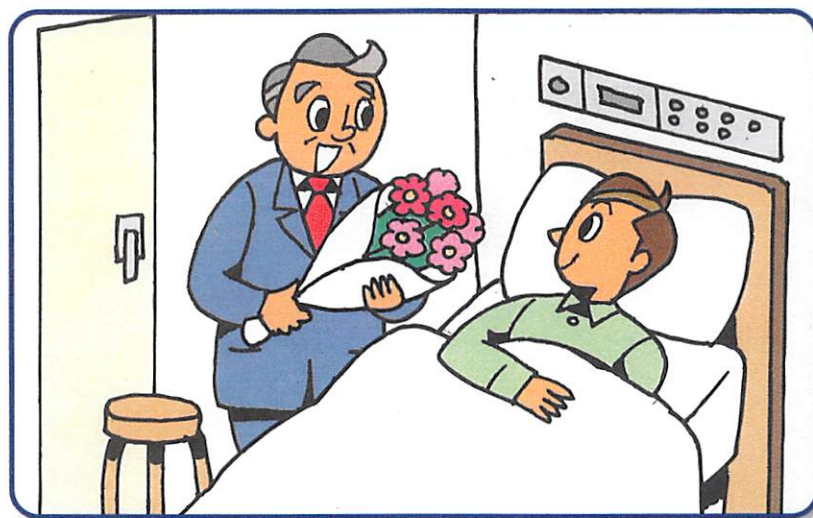
病気補償の特約のご案内



**病気の補償がうれしい！
従業員の福利厚生に！**

大切な従業員のために

貴社の福利厚生プログラムとして、 **AIUのハイパーメディカル**は いかがですか？



～充実の病気補償！～

AIUのハイパーメディカル 3つの特長

特長 1 **個別告知は不要**で、従業員の方を無記名で補償します。
ただし、すでに発病している病気や合併症は補償できません。

特長 2 保険料は**年令・性別に関わりなく**、貴社の事業内容
および売上高により決定します。

特長 3 法人が契約者の場合、**保険料は全額損金扱い**となります。

※法人が契約者として、従業員全員（事業主・役員含みます。）のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用 2013年8月現在）

従業員の健康管理・メンタルヘルス対策に!

付帯サービスもお役に立ちます。



ハロー健康相談24



- 夜中に受診できる病院を知りたい。
- ケガの応急手当て、どうしたらいいの?
- ストレスがたまり、精神的にまいっている。
- 飲んでいる薬の副作用について知りたい。



24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。

事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。



メンタルケアカウンセリングサービス



- 人前にでるのが怖い。
- 理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
- ゆううつで気分がすぐれない。
- 夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。



全国各地のカウンセリングルームにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供します。お一人様年間3回まで無料でカウンセリングが受けられます。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。



セカンドオピニオンアレンジサービス



- 他の治療方法はないのか、相談したい。
- 手術することになったが、他に選択肢はないの?
- 先進医療が必要らしい。どうしたらいいの?
- 専門医の意見を聞きたい。



日本の医学界の各専門分野を代表する医師※(総合相談医※)が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見(セカンドオピニオン)を提供します。総合相談医※の判断により高度な専門性が求められる場合には、優秀専門医※の紹介(紹介状の作成)もします。

※ティーベック株式会社の用語定義です。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

ハロー健康相談24、メンタルケアカウンセリングサービスは、ご契約の内容が次の場合にご利用いただけます。

・病気を補償する特約のいずれかをセット(疾病入院医療費用保険金、疾病入院医療保険金、疾病入院療養一時金)

セカンドオピニオンアレンジサービスは、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

・疾病入院医療費用保険金を50万円以上セット

・疾病入院医療保険金を5,000円以上セット

(注1) 本サービスは、ティーベック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。

(注2) 国外で発生した症状や受けた診療等に関する相談および国外からの相談等はお受けできません。

(注3) ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。

(注4) サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。

(注5) サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。

ハイパーメディカルの補償内容

従業員の病気補償として、**実費補償**、**日額補償**、**一時金の補償**をご用意しました。

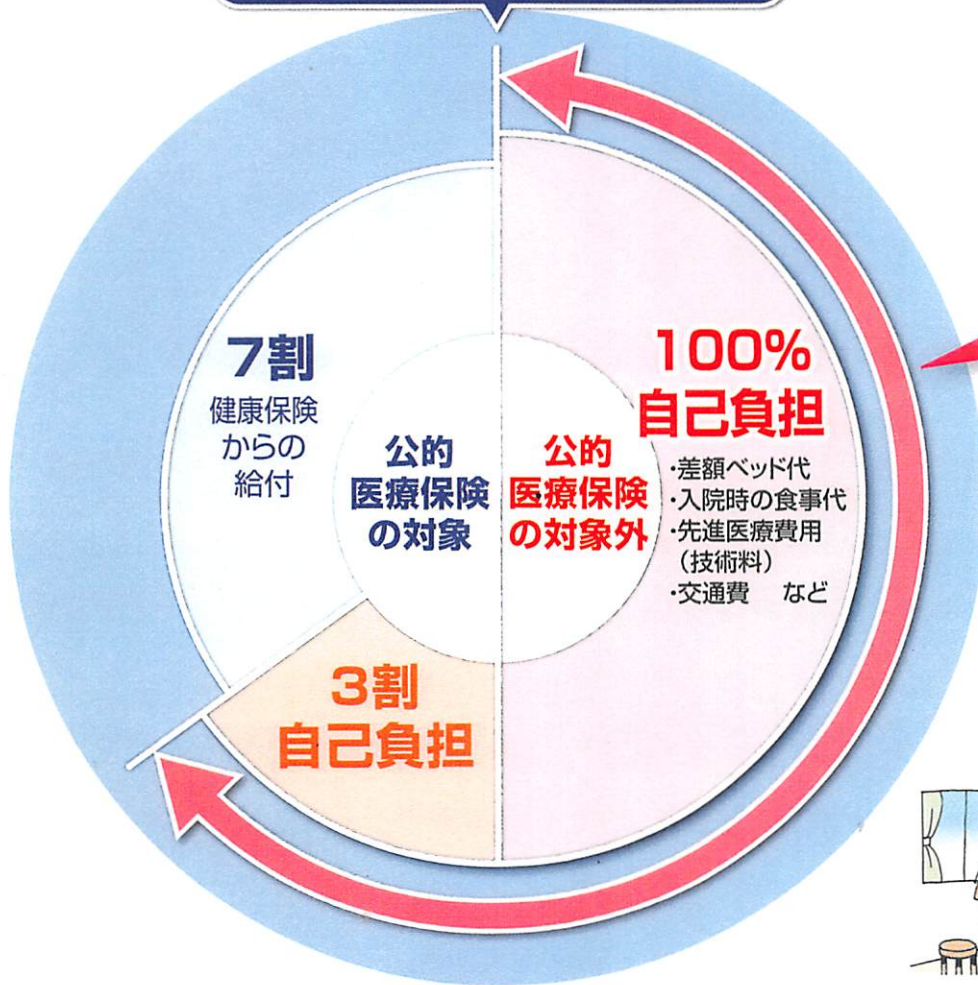
実費補償

疾病入院医療費用保険金 最高**100万円**限度に補償!

保険期間中に日本国内で、健康保険や労災保険などを利用して1泊2日以上入院した場合に、その日から365日以内に負担した右ページ①～⑥の費用などをお支払いします。

(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・80万円・100万円のいずれか)限度)

入院にかかる費用(総額)



日額補償

疾病入院医療保険金

保険期間中に1泊2日以上入院した場合に、ご契約の保険金日額をお支払いします。

(同一の病気につき、30日・60日・90日のうちご契約の日数が限度)

一時金

疾病入院療養一時金

保険期間中に、ご契約時に定めた入院日数以上(5日・15日・30日のいずれか)の継続入院が必要と医師に診断された場合に、ご契約の保険金額をお支払いします。

(同一の病気につき1回)

1

入院時の健康保険の自己負担分

病気で入院することにより自己負担された医療費の3割自己負担分※をお支払いします。
※お支払額は高額療養費、付加給付を差し引いた額となります。



2

食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。



3

差額ベッド代

個室などに入院されたときの差額ベッド代につき1万円×入院日数の金額を限度に自己負担された額をお支払いします。

医師の指示、他の病室が空いていなかったなどの「治療上の必要性」があった場合にはこの限度額を超えても自己負担となった額をお支払いします。



4

先進医療費用

先進医療を受けたときに自己負担された先進医療の技術料をお支払いします。
日帰り入院または通院の場合も、お支払いします。

※「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにて、「先進医療の概要について」を検索のうえ、ご確認ください。



5

入退院・転院時の交通費

自己負担された入退院・転院時の交通費をお支払いします。

※先進医療を受けるために自己負担された通院時の交通費もお支払いします。



6

諸雑費

諸雑費として入院1日につき1,100円をお支払いします。



次の病気などに対しては、保険金をお支払いできません。

● 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気

ただし既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

● むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの

● 妊娠・出産（帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。）

● 次の事由により生じた病気

- 故意または重大な過失
- アルコール依存・薬物依存
- 自殺行為
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など



実費補償と日額補償のお支払い事例

脳梗塞で8日間入院した場合

発行 平成00年 2 月 20 日

エイ アイ タ ロウ
永愛 太郎 様

診療科
神経内科

負担率
30%

診療期間
00年 2月 12日 ~ 00年 2月 19日

入院診療費領収書

□□□□□□病院

	初・再診料	医学管理等	在宅医療	検査料	画像診断	投薬料	注射料	リハビリ	入院料	包括診療料	
保険分	270点	点	点	点	点	1,012点	点	点	5,744点	41,676点	
保険外	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	精神科専門療法	処置料	手術料	麻酔	放射線治療	病理診断	歯冠修復及び欠損補綴	歯科矯正	その他	小計	本人負担額①
保険分	点	点	点	点	点	点	点	点	点	48,702点	146,110円
保険外	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

	特定療養費	材料費	非課税自費	検診料	文書料他
保険外	円	円	円	円	円
	食事療養費	電報・電話料	病衣代他	室料差額	小計②
保険外	5,720円	円	円	69,120円	74,840円

領収額合計 ①+②
¥220,950
健康保険の規定により領収額合計は10円未満四捨五入で計算してあります

①食事療養費
(1食@260円×22食分)
5,720円
(自己負担額)

②差額ベッド代
(1日8,640円(税込)×8日)
69,120円
(自己負担額)

③入院療養費
(初診料・投薬料・入院料含む)
82,300円
(高額療養費※の支給を差し引いた後の自己負担額)

病院へ支払う自己負担額
8日間の入院で
157,140円
①+②+③

お支払い事例

日額補償なら…

入院1日につき**10,000円**にご加入の場合

入院日額 10,000円×8日

合計 **80,000円**
をお支払いします

実費補償なら…

1回の入院につき**100万円限度**にご加入の場合

上記負担額全て **157,140円**
諸雑費(1,100円×8日) **8,800円**
その他(交通費など) **α円**

合計 **165,940円 + α円**
をお支払いします

※高額療養費制度とは、公的医療保険における制度の一つで、医療機関で支払った医療費が1か月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。
上記領収書サンプルの本人負担額146,110円は、高額療養費制度による支給を差し引く前の金額です。
上記の事例では、80,100円+(487,020円-267,000円)×1%=82,300円が高額療養費の支給を差し引いた後の自己負担額となります。
※治療を受ける被保険者年齢(70才未満)、所得区分一般(標準報酬月額53万円未満)で計算。また、総医療費は48,702点×10円=487,020円として計算。

よくあるお問い合わせ

Q1 病気を補償する特約の補償対象者の範囲は？

病気を補償する特約については、事業主、常勤※の法人役員、社員、常勤※のパート・アルバイトの方が対象となります。

対象 事業主、常勤の法人役員、社員、常勤のパート・アルバイト



対象外 非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、派遣社員、下請作業員

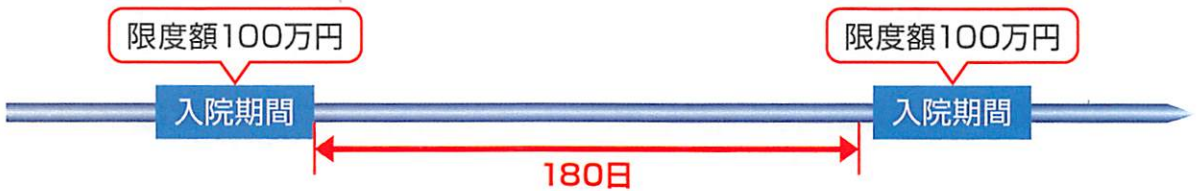


※常勤とは、病気を被った時の直前6か月における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

Q2 退院して数か月後に再発した場合の支払いはどうなりますか？

入院が終了した日から180日を経過した日の翌日以降に、再びその病気の入院治療が必要となった場合には、前の入院とは異なる入院とみなし保険金をお支払いします。

例 実費補償（疾病入院医療費用保険金）100万円ご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。
※日額補償（疾病入院医療保険金）、一時金（疾病入院一時金）も同様にお支払いします。

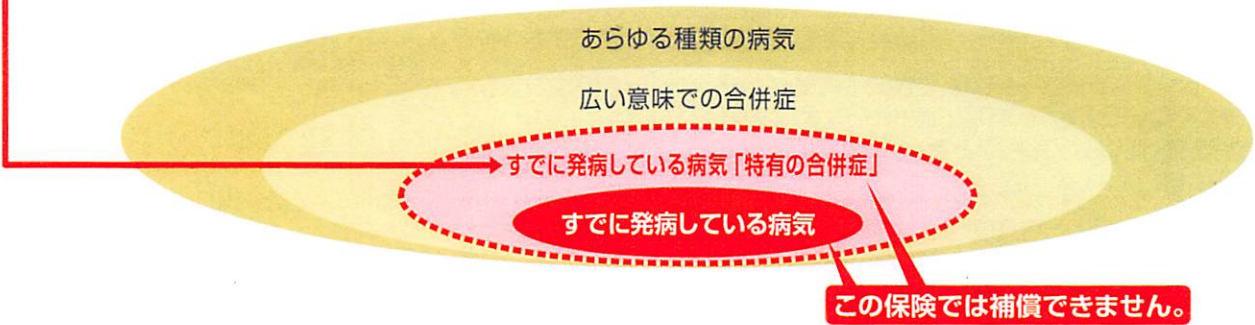
Q3 すでに発病している病気から発生する病気（合併症）の取扱い？

代表的な合併症の例：すでに発病している病気を原因として発症する病気や症状を合併症といいます。

すでに発病している病気	高血圧症・高脂血症	糖尿病	高尿酸血症	肝炎
病気の症状	自覚症状はほとんどない	自覚症状はほとんどない	痛風発作	倦怠感・腹痛・吐き気など
特有の合併症	なし	糖尿病性網膜症 糖尿病性腎症 糖尿病性神経障害（含む壊疽） 糖尿病治療に起因する低血糖	痛風腎（高尿酸血症が原因と特定される腎障害）	※慢性肝炎→肝硬変→原発性肝癌
広い意味での合併症	脳卒中・心臓病 腎臓病・動脈瘤など	脳卒中・心臓病 閉塞性動脈硬化症など	なし	なし

※肝炎においては→（矢印）の経過をたどる場合の症状を「特有の合併症」と定義します。

これら合併症のうち、その病気「特有の合併症」は、補償できません。



ご契約時のご注意

① 保険期間の開始前に発病していた病気について

ご注意

保険期間の開始前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



※ご契約を継続いただいた場合は、最初のご契約の保険期間の開始日とします。ご契約を途中で解約し、再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。保険期間の途中で加入された方（例：新入社員など）については、加入された日をいいます。

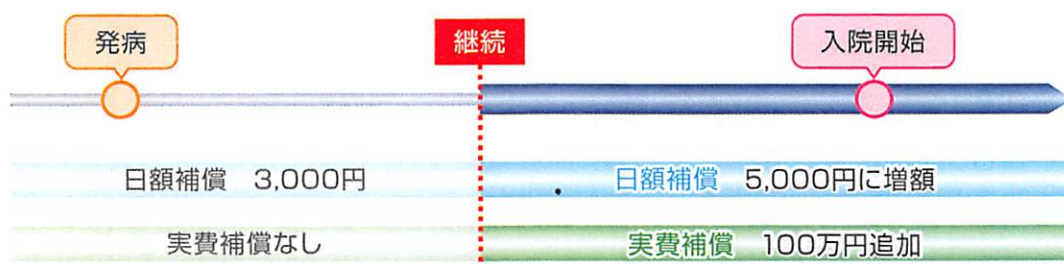
◆既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

② ご継続時における補償の切替について

ご注意

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときは、継続前（発病時）・継続後（入院時）それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、日額補償3,000円を5,000円に増額し、実費補償100万円を追加した場合



保険金のお支払いについて 日額補償：1日につき3,000円のお支払いとなります。
実費補償：本ケースでは保険金をお支払いできません。

③ 保険金のお支払いについて

病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。

より詳しい補償内容のご説明を、弊社ホームページでご案内しています。 <http://www.aiu.co.jp>

- ◇このパンフレットは業務災害総合保険の特約の概要をご説明したものです。特約は業務災害総合保険にセットしてご契約いただきます。特約のみのご契約はできません。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ◇ご契約前に、重要事項説明書を必ずご覧ください。
- ◇弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先：03-3216-6611

午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問合せ・お申込みは